

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日休む)

目次

◇告 示

字の区域の変更
豚等の移入の禁止

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定 (二件)

土地改良事業の認可 (十件)

土地改良法による換地処分

開発行為に関する工事の完了 (三件)

◇正 誤 昭和五十五年十一月鳥取県告示第千六十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第千百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による野田地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十五年七月七日現在の地番による。)
大字野田字駒垣	大字野田字駒垣のうち三二の二、三三の二、三三の三、三四の二、三四の三、三四の四の一部、三五の二の一部、三五の二、四一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三二の二及び三三の二と一体をなす国有地以外の区域並びに大字野田字菅反庄田七一の一部、七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字野田字姥ヶ谷	大字野田字姥ヶ谷のうち四九の一部及び五〇の二並びに四八の一、四九、五〇の一及び五〇の二と一体をなす国有地以外の区域、大字野田字駒垣三二の二、三三の二、三三の三、三四の二、三四の三、三四の四の一部、三五の二の一部、三五の二、四一の二及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字野田字原ノ</p>	<p>大字野田字高林 新田</p>	<p>大字野田字灰谷 口</p>	
<p>大字野田字原ノ前の全域、大字野田字灰谷口六〇の一部、</p>	<p>大字野田字高林新田のうち七三の一〇の一部以外の区域、大字野田字灰谷口六二の一部、六四の二の一部、六七の二の一部、六七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字野田字菟反庄田六八の一の一部、六八の三の一部、六九、七〇の二の一部、七〇の三の一部、七一の一部、七二の二の一部、七二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字野田字灰谷口のうち五一の一部、五二の一部、六〇の一部、六一、六二の二から六二の三までの一部、六三、六四の二の一部、六七の二の一部、六七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字野田字姥ヶ谷四九の一部及び五〇の二並びに四八の一、四九、五〇の一及び五〇の二と一体をなす国有地の一部並びに大字野田字菟反庄田六八の一の一部、六八の二、六八の三の一部、七〇の二の一部、七〇の三の一部、七一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>らと一体をなす国有地、並びに三二の一及び三三の一と一体をなす国有地、大字野田字灰谷口五一の一部、五二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字野田字菟反庄田七一の一部並びに七〇の二及び七一と一体をなす国有地の一部並びに大字大杉字生田平ラ八七六の四九、八七六の五〇及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字野田字フケ</p>	<p>大字野田字林新田</p>	<p>大字野田字辻堂</p>	<p>前 大字野田字向新田</p>
<p>大字野田字前田二七七の四の一部、二七七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七七の一及び二七七の五と一体をなす国有地</p>	<p>大字野田字林新田のうち一八二、一八三から一八五までの一部、一九九の一部、二〇一の二の一部、二〇一の三の一部、二〇一の四の一部、二〇二、二〇三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字野田字辻堂一七五の一部、一七七の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字野田字辻堂のうち一七五の一部、一七七の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字野田字林新田一八二及び一八三から一八五までの一部</p>	<p>六一、六二の二から六二の三までの一部、六三及びこれらと一体をなす国有地、大字野田字高林新田七三の一〇の一部並びに大字野田字原一〇二、一〇三、一〇三の一、一〇四の二から一〇四の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字野田字向新田の全域並びに大字野田字鮎返平五四〇の二及び五四四の五から五四四の七まで</p>

大字野田字下モ 畑	大字野田字下モ畑の全域及び大字野田字後口谷五二九の二
大字野田字前田	大字野田字前田のうち二七七の四の一部、二七七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七七の一及び二七七の五と一体をなす国有地以外の区域
大字野田字家ノ前	大字野田字家ノ前の全域並びに大字野田字金谷口三四五から三四八まで、三四八の一、三四九、三五〇、三五一の二、三五二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字野田字金谷口	大字野田字金谷口のうち三四五から三四八まで、三四八の一、三四九、三五〇、三五一の二、三五二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字野田字上ミ田	大字野田字上ミ田のうち三九二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字野田字奥田	大字野田字奥田の全域並びに大字野田字上ミ田三九二の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字野田字菟反庄田	大字野田字菟反庄田のうち六八の一から六八の三まで、六九、七〇の一から七〇の三まで、七一、七二の二、七二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字野田字原	大字野田字原のうち一〇二、一〇三、一〇三の二、一〇四の一から一〇四の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字野田字鮎返平	大字野田字鮎返平のうち五四〇の二及び五四四の五から五四四の七まで以外の区域
大字野田字後口谷	大字野田字後口谷のうち五二九の二以外の区域
大字大杉字生田平ラ	大字大杉字生田平ラのうち八七六の四九、八七六の五〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第千百十六号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）
 第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北海道上川郡及び河西郡、茨城県鹿島郡並びに宮崎県北諸県郡の区域

鳥取県告示第千百十七号

昭和五十五年九月三日付けで東伯郡東伯町大字徳万五五八番地一 三浦剛ほか五十人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画

及び規約については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月六日から三十一日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十八号

昭和五十五年九月十六日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（宇治地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月六日から三十一日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十九号

昭和五十五年十月八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（下砂見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月六日から三十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(鹿野地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十一号

気高町から申請のあつた町営土地改良(瑞穂南部地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十二号

会見町から申請のあつた町営土地改良(会見(馬蹄)地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十三号

江府町から申請のあつた町営土地改良(日光(上井手)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十四号

江府町から申請のあつた町営土地改良(日光(新井手)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十五号

会見町から申請のあつた町営土地改良(会見(妙見法城)地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十六号

河原町から申請のあつた町営土地改良(水根地区ほ場整備)事業は、土

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十七号

河原町から申請のあつた町営土地改良(大附地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(桂見地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(長柄地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る野田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年三月十九日 鳥取県指令受都計第八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市南隈字狐隈の二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南隈二五五番地

やまこう建設株式会社

代表取締役 岩 谷 政 春

鳥取県告示第千三百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年六月一日 鳥取県指令受都計第四百四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字東開発ノ二及び字中開発

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市寺町一―三二

株式会社中国開発

代表取締役 林 利 夫

鳥取県告示第千三百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年三月十六日 鳥取県指令受都計第四百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市国府及び秋喜（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市葵町七二二

倉吉市土地開発公社

理事長 小 谷 善 高

正 誤

昭和五十五年十一月鳥取県告示第千六百十九号（米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る候補者の氏名等について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
四 上 十 一〇五二番地の一 一一五二番地の一

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】